

2019年1月18日

秋田県知事 佐竹 敬久殿

秋田県秋田市中通 6-17-26
日本たばこ産業株式会社
秋田支店 支店長 草柳 直樹
電話 018-832-5531

秋田県受動喫煙防止条例(仮称)に係る「受動喫煙防止対策推進に関する基本的な考え方」
についての意見

日本たばこ産業株式会社(以下「当社」)は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、喫煙環境の整備やマナー啓発活動を実施しております。

2018年7月に国会において「健康増進法の一部を改正する法律」(以下、「改正健康増進法」)が可決されたところです。改正健康増進法は「望まない受動喫煙」を防止するために定められた法律であり、当社は国が定める取り組みを全国一律のルールとして自治体が連携して推進していくことが望ましいと考えています。

秋田県において受動喫煙を防止する取り組みが推進されることについても賛同いたします。推進に当たっては県民や事業者が混乱せずに取り組めることが重要と認識しております。

先月公表された「受動喫煙防止対策推進に関する基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」)については、改正健康増進法と異なる部分があり、このまま制定されると県民や観光客、県内の事業者の混乱を招くことが懸念されるため、慎重な検討が必要と考えております。当社の意見について、以下の通り申し述べます。

1. 事業者の実業を考慮した規制の推進について

当社といたしましては、受動喫煙防止対策の推進にあたって、施策の実効性を担保するためにも規制の対象となる事業者が実状を十分に考慮することが重要であると考えています。

例えば、飲食店の措置について、改正健康増進法では経営規模の小さい事業者に対しては事業継続に配慮した措置がなされています。一方、基本的な考え方では経営規模が小さくとも従業員を使用している飲食店については原則屋内禁煙とされており、県内の対象事業者は多数に上ると想定されます。

また、来県者の窓口となる空港や駅においても屋内禁煙となっており、他自治体とは違う措置により来県者の混乱を招く懸念があります。

受動喫煙防止対策を検討される際には、県内の飲食店事業者や空港・駅の施設管理

者に対する影響を考慮し、改正健康増進法の周知と確実な施行をすることで、県民の受動喫煙防止を推進していくことが重要と考えます。

2. 加熱式たばこの取り扱いについて

厚生労働省は、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響について、「現時点までに得られた科学的知見では加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」との見解に立ち、改正健康増進法において紙巻たばこは異なる措置を定めております。

当社としても、加熱式たばこについては、燃焼による煙や副流煙が発生しないため、紙巻たばこと同様に議論されるべきではないと考えております。

当社では、実際に営業しているカフェにおいて、加熱式たばこ製品を使用した際の喫煙エリア及び非喫煙エリアにおける空気環境への影響を外部有識者監修の下で調査し、その結果をホームページで公表しております*。結果として、加熱式たばこを使用した際の周囲の室内環境への影響は、紙巻たばこは大きく異なりました。

基本的な考え方では、加熱式たばこの取り扱いについて「指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする」とされていますが、加熱式たばこの健康影響に関する科学的知見に基づき、改正健康増進法に沿った取り組みが推進されることが望ましいと考えます。

当社といたしましては、たばこを吸われる方と吸われない方との共存社会の実現に向けて、当社が有する喫煙場所設置に関する知見や加熱式たばこの知見のご提供、分煙コンサルティング活動を通じて秋田県の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力をさせていただきます。

以上

* 参考資料

加熱式たばこ使用時の空気環境影響調査結果について

https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2018/1002_01.html